

ウィルコム3Gサービス契約約款

2012.4.26
株式会社ウィルコム

(3G約款の適用等)

- 第1条 当社は、ウィルコム3Gサービス契約約款(以下「3G約款」といいます。)を定め、これにより3Gサービスを提供します。
- 2 当社は、この3G約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の3G約款によります。
- 3 当社は、この3G約款をインターネット及びサービス取扱所において掲示します。
- 4 当社は、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第22条の2の2第5項第3号に規定する提供条件の変更については、当社が指定する方法により事前に説明します。
- 5 3Gサービスの提供に当たり、法令に定めがある事項はその定めるところによります。

(用語の定義)

第2条 この3G約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電話網	主として通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。)
3Gサービス	ソフトバンクモバイル株式会社(以下「提携事業者」といいます。)が提供する電気通信サービス(当社が別に定めるものに限ります。)の通信網を利用して当社が提供するパケット通信による電気通信サービス
サービス取扱所	3Gサービスに関する業務を行う当社の事業所(当社の委託により3Gサービスに関する契約事務等を行う者の事務所を含みます。)であって、相当する業務内容に応じて指定する事業所
3G契約	当社から3Gサービスの提供を受けるための契約
3G契約者	3G契約の契約者
移動無線装置	3G契約に基づいて、陸上(河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。)において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
契約者回線	3G契約に基づいて当社の無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
端末設備	契約者回線等の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
端末機器	端末機器の技術基準適合認定及び設計の認証に関する規則(平成16年総務省令第15号)で定める種類の端末設備の機器
自営端末設備	当社が提供する端末設備以外の端末設備(当社が別に定めるところにより売切りをした端末設備を含みます。)
自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの

契約者回線等	(1) 契約者回線及び契約者回線に電話網のみを介して接続される電気通信設備であって当社が必要により設置する電気通信設備 (2) 他社契約者回線及び契約者回線に当該電気通信網のみを介して接続される電気通信設備であって当該協定事業者が必要により設置する電気通信設備(無線呼出サービス等を提供する電気通信事業者が設置する電気通信設備を含みます。)
海外事業者	外国において電気通信サービスを提供している者
消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

(3Gサービスの区別)

第3条 3Gサービスには、次の種類があります。

種類	内容
標準型	総合利用型以外のものであって、当社が指定する端末設備を使用するもの
総合利用型	同一の名義人において、当社が提供する3Gサービス以外の電気通信サービス(当社が指定するものに限りません。以下「約款外通信サービス」といいます。)の契約を必須とするものであって、当社が指定する端末設備を使用するもの

2 標準型には、次の区別があります。

ただし(1)3Gデータ定額ビジネス(S)は、同一の請求書により請求される契約者回線の総数が5以上の場合についてのみ選択できるものとします。

(1)3Gデータ定額ビジネス(S)

(2)3Gデータ定額(S)

3 総合利用型には、次の区別があります。

(1)新ウィルコム定額プランGS

(2)ウィルコムプランW

4 3G契約者は、当社が別に定める場合を除き標準型及び総合利用型の区別の変更の請求をすることができます。

5 前項の請求があったときは、当社は、第6条(申込みの方法)第7条(申込みの承諾)、第8条(電話番号)の規定に準じて取り扱います。

(サービス区域)

第4条 3Gサービスの提供区域は、提携事業者が提供する電気通信サービス(提携事業者が指定するものに限りません。)の提供区域に準ずるものとします。

2 前項に規定する提供区域内であっても、電波の伝わりにくいところ等では3Gサービスを利用できないこと(通信速度の低下を含みます。)があります。

(契約の単位)

第5条 当社は、電話番号1番号ごとに1の3G契約を締結します。この場合、3G契約者は、

1の3G契約につき1人に限ります。

(申込みの方法)

第6条 3G契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をその契約事務を行うサービス取扱所に提出又は電話網等を経由して送信していただきます。

2 当社は、3G契約者から区別変更の申し出があったときは、その申込事項は、申出の際変更された事項を除き、既に提供している3Gサービスに準じて取り扱います。

(申込みの承諾)

第7条 当社は、3G契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 3G契約の申込みをした者が、3G約款もしくはウィルコム通信サービス契約約款(以下「PHS約款」といいます。)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (2) 3G契約の申込みをした者が、第37条(利用に係る3G契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (3) 3G契約の申込みをした者が、料金その他の債務(3G約款に規定する3Gサービスに関する料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)又は当社が別に定める債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 3G契約の申込みをした者が、その申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出または送信したとき。
- (5) 3G契約(3Gサービスの種類が総合利用型のものに限ります。)の申込をした者が、約款外通信サービスの申込を同時に行わないとき又は契約者名義が異なるとき
- (6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(電話番号)

第8条 3Gサービスの電話番号は、3G契約申込の承諾時に当社が定めます。

2 当社は、第33条(修理又は復旧の場合の暫定措置)の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、3Gサービスの電話番号を変更することがあります。

3 当社は、前項の規定により3Gサービスの電話番号を変更する場合は、あらかじめそのことを3G契約者に通知します。

(利用の一時中断)

第9条 当社は、3G契約者から請求があったときは、3Gサービスの利用の一時中断(その電話番号を他に転用することなく3Gサービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

2 3G契約者(3Gサービスの種類が総合利用型を選択しているものに限ります。)が、約款外通信サービスについて、その約款外通信サービスの契約約款に基づき、約款外通信サービスの利用の一時中断を請求したときは、その3Gサービスについても、前項の請求があったものとみなして利用の一時中断を行うものとします。

(利用の休止)

- 第10条 当社は、3 G契約者(3 Gサービスの区別が総合利用型を選択しているものを除いた法人に限ります。)から当社所定の書面により請求があったときは、3 Gサービスの利用の休止(その電話番号を他に転用することを条件として3 Gサービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。
- 2 当社は、前項の規定により3 Gサービスの利用の休止を行った後、3 G契約者から当社所定の書面により再利用の請求があったときは、第7条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。
 - 3 3 Gサービスの利用の休止の期間は、3年を限度とします。
 - 4 3 Gサービスの利用の休止の期間が3年を経過した後、新たに3 Gサービスの再利用の請求を行わない場合、その3 G契約は、解除されたものとします。
 - 5 3 Gサービスの利用の休止の利用は、1契約者回線ごとに1回とします。

(3 Gサービス利用権の譲渡)

- 第11条 3 G契約者が3 G契約に基づいて3 Gサービスの提供を受ける権利(以下「3 Gサービス利用権」といいます。)の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面によりその3 Gサービスの契約事務を行うサービス取扱所に請求していただきます。
- 2 当社は、前項の規定により3 Gサービス利用権の譲渡の承認の請求があったときは、第7条(申込の承諾)を準用します。
 - 3 3 Gサービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、3 G契約の有していた一切の権利(当社が別に定める権利を除きます。)及び義務を承継します。
 - 4 3 G契約者(3 Gサービスの種類が総合利用型を選択しているものに限ります。)が、約款外通信サービスについて、その約款外通信サービスの契約約款に基づき、約款外通信サービスの提供を受ける権利の譲渡の承認を請求したときは、その3 G契約についても、第1項の請求を行なうものとします。

(3 G契約者の地位の承継)

- 第12条 相続又は法人の合併若しくは分割により3 G契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、速やかにその3 Gサービスの契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
 - 3 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
 - 4 3 G契約者(3 Gサービスの種類が総合利用型を選択しているものに限ります。)が、約款外通信サービスについて、その約款外通信サービスの契約約款に基づき、約款外通信サービスの地位の承継を届け出たときは、その3 G契約についても、第1項の請求を行なうものとします。

(3 G契約者の氏名等の変更の届出)

- 第13条 3 G契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったと

きは、そのことを当社が別に定める方法により速やかにその3Gサービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

- 2 前項の通知があったときは、当社は、その通知のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- 3 3G契約者が第1項の通知を怠ったときは、当社が3G契約に関し3G契約者の従前の氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先宛に発信した書面は、当該書面不到達の場合においても、通常その到達すべき時に3G契約者に到達したものとみなします。
- 4 3G契約者(3Gサービスの種類が総合利用型を選択しているものに限りま)が、約款外通信サービスについて、その約款外通信サービスの契約約款に基づき、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先の変更の通知をしたときは、その3G契約についても、第1項の請求を行なうものとします。

(3G契約者が行う3Gサービスの解除)

第14条 3G契約者は、3Gサービスを解除しようとするときは、そのことをあらかじめその3Gサービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社が別に定める方法により通知していただきます。ただし、第6条(申込みの方法)第2項の規定による場合は、この限りではありません。

- 2 3G契約者(3Gサービスの種類が総合利用型を選択しているものに限りま)が、約款外通信サービスについて、その約款外通信サービスの契約約款に基づき、約款外通信サービスの契約を解除した際は、その3G契約についても、前項の通知を行うものとし、3G契約の解除を行うものとします。

(3G契約の満了等)

第15条 3G契約は、その契約に基づいて当社が3Gサービスの提供を開始した日(その契約が次項の規定により更新されたものであるときは、その更新があつた日)から起算して、3Gサービスの種類が標準型の場合は24ヶ月、3Gサービスの種類が総合利用型の場合は12ヶ月(新ウィルコム定額プランGSに限りま)又は36ヶ月(ウィルコムプランWに限りま)を経過することとなる日の属する料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下同じとします。))から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の末日(以下「満了日」といいます。)をもって満了となります。

- 2 当社は、前項の規定により3G契約が満了した場合は、当社が定める方法にてあらかじめその契約を更新しない旨の通知を受けているときを除き、満了日の翌日(以下「更新日」といいます。)に3G契約を更新します。

(当社が行う3G契約の解除)

第16条 当社は、第21条(利用停止)第1項の規定により3Gサービスの利用を停止された3G契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その3G契約を解除することがあります。この場合、3G契約者が、3Gサービスの種類が総合利用型を選択しているときは、その3G契約者が契約をしている約款外通信サービスについても、約款外通信サービスの契約約款に基づき、約款外通信サービスの契約を解除することがあります。以下、本条文において同様とします。

- 2 当社は、3G契約者が第21条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が

当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、3 Gサービスの利用停止をしないでその3 G契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その3 G契約を解除しようとするときは、あらかじめ3 G契約者にそのことを通知します。

(付加機能の提供)

第17条 当社は、3 G契約者から請求があったときは、別表に規定する付加機能を提供します。

2 前項の規定にかかわらず、別表で指定する付加機能については、3 G契約者からあらかじめ請求があったものとして取り扱います。

3 前2項の規定にかかわらず、別表で指定する付加機能については、端末設備からの操作により、3 G契約者から請求があったものとして取り扱います。

4 当社は、3 Gサービスの一時中断があったときは、本機能の利用の一時中断を行います。

5 当社は、3 Gサービスの利用の休止があったときは、本機能の利用の休止を行います。

(自営端末設備の接続)

第18条 3 G契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備を接続するとき(自営電気通信設備を含みます。以下この条及び次条において同じとします。)は、当社所定の書面により契約事務を行うサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

(1) その接続が端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準(以下「技術基準」といいます。)に適合しないとき。

(2) その接続が電気通信事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

(3) 接続しようとする自営端末設備が、自動的に探知した位置情報を自動的に送出する機能を有する自営端末設備(位置情報を自動的に送出する機能を有していても、盗難・紛失時の位置検索(貴重品輸送の位置探索、自転車の位置探索等)に使われ、位置情報の送出の可否を任意に設定する必要が無いものを除きます。)であって、位置情報の送出の可否を任意に設定することができないもの(契約者のプライバシー保護の措置が取られている場合を除きます。)であるとき。

(4) その接続により当社の電気通信設備の保持が困難になることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準に適合するかどうかの検査を行います。

(1) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。

(2) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

5 3 G契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。

6 3 G契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

(自営端末設備の電話番号の登録等)

第19条 自営端末設備（移動無線装置に限ります。以下この条において同じとします。）の電話番号その他の情報の登録、変更又は消去（以下「電話番号の登録等」といいます。）は当社が行います。

2 前項の規定による電話番号の登録等は、次の場合に行います。

ただし、その自営端末設備が既に電話番号その他の情報が登録されている等により当社が電話番号の登録等を行うことができない場合及び1の3G契約について移動無線装置が2以上となる場合は、電話番号の登録等を行いません。

- (1) 自営端末設備の接続の請求を承諾したとき。
- (2) 3G契約の解除があったとき。
- (3) 契約者回線への自営端末設備の接続を取りやめたとき。
- (4) その他契約者から契約者回線に接続されている自営端末設備について、電話番号の登録等を要する請求があったとき。

3 前項の規定によるほか、第8条（電話番号）第2項の規定により、電話番号を変更する場合の取扱いについては、前2項の規定に準ずるものとします。

（利用中止）

第20条 当社は、次の場合には、3Gサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社又は提携事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第22条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により3Gサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを3G契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用停止）

第21条 当社は、3G契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（この規約の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務又は当社が別に定める債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）その3Gサービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務又は当社が別に定める債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）
- (2) 3Gサービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 第13条（3G契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき、又は同条の規定により届け出たその内容について事実と反することが判明したとき。
- (4) 3G契約者が当社と契約を締結している若しくは契約を締結していた他の3Gサービスに係る料金その他の債務又は当社が別に定める債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (5) 3G契約者がその3Gサービス又は当社と契約を締結している他の3Gサービスの利用において第37条（利用に係る3G契約者の義務）の規定に違反した、または、当社と契約を締結している他の電気通信サービスにおいて、その約款等に違反したと当社が認めたとき。

- (6) 契約者回線に自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (7) 検査の結果技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
 - (8) 第 26 条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。
 - (9) 3 G 契約者（3 G サービスの種類が総合利用型を選択しているものに限ります。）が、約款外通信サービスについて、その約款外通信サービスの契約約款に基づき、約款外通信サービスの利用の停止を通知されたとき。
- 2 当社は、前項の規定により 3 G サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。
- ただし、前項各号に規定する事実が当社の業務の遂行上特に著しい支障をあたえると認められる場合であって緊急やむを得ないときは、利用停止後速やかに通知します。

（通信利用の制限）

第 22 条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、事業法施行規則の規定に基づき総務大臣が告示により指定した機関が使用している移動無線装置（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）を執ることがあります。

（通信時間等の制限）

- 第 23 条 前条の規定による場合のほか、以下の規定に該当するときは、通信時間、通信プロトコル又は特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することがあります。
- (1) 一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認める場合
 - (2) セッション（パケット通信を行うことができる契約者回線の状態をいいます。）の設定が長時間設定されたときと当社が認める場合
 - (3) その他通信が著しくふくそうする場合
- 2 当社は、3 G 契約者が、当社が定めるパケット通信量の基準を超えてパケット通信をある一定期間継続的に行い、通信網等に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用もしくは運営に支障を与える場合、パケット通信の利用を制限する場合があります。
- 3 当社は、前 2 項に規定する通信の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析及び蓄積を行う場合があります。

（料金）

- 第 24 条 3 G サービスに係る料金は、料金表に規定する基本使用料、パケット通信料、付加機能使用料、契約解除手数料、ユニバーサルサービス制度に基づく負担に係る料金及び手続きに関する料金とします。
- 2 3 G 契約者は、料金表において別段の規定がある場合を除き、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日又は付加機能の提供を開始した日から起算して、3 G 契約の解除があった日又は若しくは付加機能の廃止があった日の前日（パケット通信料については、3 G 契約の解除があった日）までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同

- 一の日である場合は、その日)について、料金表に規定する料金の支払いを要します。
- 3 前項の期間において、利用の一時中断等により3Gサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
- (1) 利用の一時中断をしたときは、3G契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。
 - (2) 利用の休止をしたときは、3G契約者は、その期間中の料金の支払いを要しません。
 - (3) 利用停止があったときは、3G契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。
 - (4) 前3号の規定によるほか、3G契約者は、次の場合を除き、3Gサービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
3G契約者の責めによらない理由によりその3Gサービスを全く利用することができない状態(当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその3Gサービスについての料金

- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(料金の計算等)

第25条 料金の計算方法及び支払方法は、料金表に定めるところによります。

(預託金)

第26条 3G契約者は、次の場合には、3Gサービスの利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

- (1) 3G契約の申込みの承諾を受けたとき。
 - (2) 第21条(利用停止)第1項第1号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。
- 2 預託金の額は、10万円以内の額で当社が別に定める額とします。
- 3 預託金については、無利息とします。
- 4 当社は、その3G契約の解除等により預託金を預け入れた事由が解消した場合には、当該契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。
- 5 当社は、預託金を返還する場合に、3G契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

(割増金)

第27条 3G契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第28条 3G契約者は、料金その他の債務(預託金及び延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が

指定する期日までに支払っていただきます。

(U S I Mの貸与及び返還)

第29条 当社は、3G契約者へU S I M(契約者識別番号その他の情報を記憶できるカードであって、3Gサービスの提供のために3G契約者に貸与するもの)を貸与します。この場合、貸与するU S I Mは、1の3G契約につき1とします。

2 U S I Mの貸与を受けている3G契約者は、その3G契約の解除があったときは、当社が別に定める方法によりそのU S I Mを返還するものとします。

(契約者の維持責任)

第30条 3G契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、契約者は、自営端末設備(移動無線装置に限ります。)又は自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)を、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第31条 3G契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、3G契約者から要請があったときは、当社は、サービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を3G契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、3G契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、3G契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第32条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は速やかに修理し、又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

2 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第22条(通信利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通話を確保するため、同条に規定する機関に係る電気通信設備(同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定められたものに限ります。)を優先的に修理し、又は復旧します。

(修理又は復旧の場合の暫定措置)

第33条 当社は、端末設備を修理又は復旧するときは、暫定的にその電話番号を変更することがあります。

(責任の制限)

第34条 当社は、3Gサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その3Gサービスが全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、3Gサービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該3Gサービスに係る料金（契約解除手数料及び手続きに関する料金を除きます。）の額を上限として発生した損害を賠償します。

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則3及び6の規定に準じて取り扱います。

4 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失により3Gサービスの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

（免責）

第35条 当社は、3G契約者が3Gサービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、なんらの責任も負いません。

2 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ等の内容等が変化又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

3 当社が技術基準の適用を変更したため、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更をしなければならなくなったときは、当社は、その変更した規定に係る自営端末設備又は自営電気通信設備の機能の改造又は変更に要する費用以外の費用については負担しません。

（承諾の限界）

第36条 当社は、3G契約者から自営端末設備の接続その他の請求があった場合に、料金その他の債務又は当社が別に定める債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この3G約款において別段の規定がある場合には、その規定によります。

（利用に係る3G契約者の義務）

第37条 3G契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 端末設備（自営端末設備にあっては、移動無線装置に限ります。）付加機能を提供するために契約者が指定する場所に設置する電気通信設備又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若

- しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2)故意に契約者回線を保留したまま放置する行為、故意に多数の不完了呼を発生させる等通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為その他の通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 端末設備又は自営電気通信設備等に登録されている電話番号その他の情報（当社が別に定めるものを除きます。）を読み出しし、変更し、又は消去しないこと。
 - (4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、端末設備（付加機能を提供するために契約者が指定する場所に設置する電気通信設備を含みます。）に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (5) 端末設備等（付加機能を提供するために契約者が指定する場所に設置する電気通信設備を含みます。）を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (6) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、インターネット接続サービス等を利用しないこと。
 - (7) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為を行わないこと。
 - (8) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為を行わないこと。
 - (9) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為を行わないこと。
 - (10) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為を行わないこと。
 - (11) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為を行わないこと。
 - (12) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為を行わないこと。
 - (13) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為を行わないこと。
 - (14) 他者になりすまして3Gサービスを利用する行為を行わないこと。
 - (15) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為を行わないこと。
 - (16) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為を行わないこと。
 - (17) 他者の設備またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為を行わないこと。
 - (18) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為を行わないこと。
 - (19) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為を行わないこと。
 - (20) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を掲載又は不特定多数の者に対して送信する行為を行わないこと。
 - (21) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為を行わないこと。
 - (22) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目

的でリンクをはる行為を行わないこと。

(23) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為を行わないこと。

(24) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為を行わないこと。

(電話番号の登録等のための端末設備の持込み)

第38条 3G契約者は、次の場合には、その端末設備(自営端末設備にあつては、移動無線装置に限ります。)又は自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)を当社が指定した期日に当社が指定するサービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 端末設備の設置、種類の変更、取りはずし、修理等の工事を行うとき。
- (2) 電話番号の登録等を行うとき。

(閲覧)

第39条 当社は、当社が指定するサービス取扱所において、契約者回線に係るインタフェース及び端末設備(付加機能を提供するために設置する電気通信設備を含みます。)に係るインタフェースに関する事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(電気通信事業者への情報の通知)

第40条 3G契約者は、第14条(3G契約者が行う3G契約の解除)若しくは第16条(当社が行う3G契約の解除)の規定に基づき3G契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、電気通信事業者(当社が別に定めるものに限ります。)からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日及び支払状況等の情報(3G契約者を特定するために必要なもの及び支払い状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

2 3G契約者は、別表付加機能(1)(文字メッセージ蓄積伝送機能)のクに規定する事由により第37条(利用に係る3G契約者の義務)第1項に規定する利用停止の措置を受けた場合は、電気通信事業者(当社が別に定めるものに限ります。)からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号及び生年月日等の情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

(インターネット接続サービスの利用等)

第41条 3G契約者は、当社が提供するインターネット接続サービスを利用することができます。

2 インターネット接続サービスの利用に係る1の通信において、その通信時間が一定時間を超えると、当社が指定する電気通信事業者が定める基準に則り、その通信が切断されることがあります。

3 前項の場合のほか、当社は、インターネット接続サービスの利用に関して、相互接続点(相互接続協定に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点をいいます。)を介して接続している電気通信設備に係る通話の品質を保証しません。

4 当社は、インターネット接続サービスを利用した場合に生じた、情報等の破損若しくは滅失による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。

5 当社は、事前に契約者に通知することなく、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児

童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノ画像及び映像等に係るアドレスリスト（同団体が指定するインターネット上の接続先情報のリストをいいます。）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

（通話料明細書の送付等）

第42条 当社は、3G契約者から請求があったときは、その契約者に係る3Gサービスの通話料明細書を送付し、又はその3G契約者に係る料金等の支払明細書、その契約に係る預託金預かり証明書その他これらに類する証明書（以下「支払明細書等」といいます。）を発行します。

2 3G契約者は、前項の請求をしその承諾を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表第7（付随サービスに関する料金）に規定する手数料及び送付の場合は郵送料（実費）の支払いを要します。

（料金等請求書の送付）

第43条 当社は、3G契約者から請求があったときは、その契約者に係る3Gサービスの料金等請求書を送付します。なお、3G契約者（3Gサービスの種類が総合利用型を選択しているものに限り。）から請求があったときは、当該3Gサービスの料金等請求書に加え、約款外通信サービスについて、その約款外通信サービスの契約約款に基づき、約款外通信サービスの料金等請求書を送付します。

2 3G契約者（当社が別に定める者を除きます。）は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表第7（付随サービスに関する料金）に規定する手数料の支払いを要します。ただし、前項のなお書に定める場合については、この限りではありません。

（情報料等回収代行）

第44条 有料情報サービス等（3Gサービスを利用することにより有料で情報等の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金等の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下、本条において同じとします。）の利用に係る契約者回線の3G契約者は、有料情報サービス等の提供者（以下「情報等提供者」といいます。）に支払う当該サービスの料金等（有料情報サービスの利用の際に、情報等提供者がお知らせする料金等及びその延滞利息をいいます。以下同じとします。）を、当社がその情報等提供者に代わって回収することを承諾していただきます。

2 前項の場合、3G契約者は、次の各号について合わせて承諾していただきます。

(1) 当社がその情報等提供者に代わって回収する有料情報サービス等の料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限り。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、当社は、当該有料情報サービス等の料金等の回収代行を中止します。この場合、当社は、有料情報サービス等の利用の際に情報等提供者がお知らせする有料情報サービス等の利用規約等に基づき当該料金等の回収代行を中止した旨の通知等を当該情報等提供者に対して行うとともに、情報等提供者が当該サービスの料金等の回収のために必要な3G契約者の情報等を当該有料情報サービス等の情報等提供者に通知するものとし、以降、情報等提供者が、有料情報サービス等の利用の際に当該情報等提供者がお知らせする有料情報サービス等の利用規約等に定める提供条件に基づき、自ら当該料金等を回収します。

- (2) 前号の場合において、当社は、情報等提供者から請求があったときは、当該契約者回線からの当該有料情報サービス等への接続を中止する措置を執ります。
- 3 3 G契約者は、当社が指定するサービス取扱所に申し出をしていただいたうえで、当社による有料情報サービス等の料金回収代行を、当社が別に定めるところにより、拒否することができます。
 - 4 当社による有料情報サービス等の料金等の回収代行を拒否した3 G契約者が、当社が別に定めるところにより、当該回収代行を承諾する場合は、料金表第8（付随サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
 - 5 当社は、第1項の規定により回収する有料情報サービス等の料金等（契約者回線から利用された有料情報サービス等であって、その契約者回線の契約者以外の者が利用した有料情報サービスの料金等を含みます。）については、通話料及びその延滞利息を含めて3 G契約者に請求します。この場合、その利用に係る契約者回線の通話料に適用される料金月ごとに集計のうえ請求します。
 - 6 前項の場合において、請求する有料情報サービス等の料金は、当社の機器により計算します。
 - 7 当社は、有料情報サービス等で提供される情報等の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

（情報料等支払代行）

- 第45条 当社が別途指定する有料情報サービス等（3 Gサービスを利用することにより有料で当社以外の者から3 G契約者が情報等の提供を受けることができるサービスであって、当社がその料金等を支払代行することを承諾したものをいいます。以下本条において、同じとします。）の利用に係る契約者回線の3 G契約者は、有料情報サービス等の提供者（以下「情報等提供者」といいます。）に支払うべき当該サービスの料金等（有料情報サービスの利用の際に、情報等提供者がお知らせする料金等及びその延滞利息をいいます。以下同じとします。）について、当社が情報等提供者に対して支払代行する料金等を当社から3 G契約者に対して請求することを承諾していただきます。
- 2 前項の場合、当社が請求する有料情報サービス等の料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、当社は、情報等提供者に当該契約者に係る当該有料情報サービス等の提供の中止を要請するとともに、当該契約者からの当該有料情報サービス等への接続を中止する措置を執ることができるものとします。
 - 3 当社は、第1項の規定により請求する有料情報サービス等の料金等（契約者回線から利用された有料情報サービス等であって、その契約者回線の契約者以外の者が利用した有料情報サービスの料金等を含みます。）については、通話料及びその延滞利息を含めて3 G契約者に請求します。この場合、その利用に係る契約者回線の通話料に適用される料金月ごとに集計のうえ請求します。
 - 4 前項の場合において、請求する有料情報サービス等の料金は、当社の機器により計算します。
 - 5 当社は、有料情報サービス等で提供される情報等の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

(国際アウトローミングの利用等)

第46条 3G契約者(第3条(3Gサービスの種類)第2項(1)(3Gデータ定額ビジネス(S))を選択する場合に限り、)は、国際アウトローミング(海外事業者(当社が定めるものに限り、)への通信を言います。)を利用することができます。この場合、当社は、3G契約者が国際アウトローミングの利用に関して被った損害については、当社の責めに帰すべき理由によりその提供がされなかったことにより第34条(責任の制限)の規定の適用を受ける場合のほかは、その原因に如何によらず、なんらの責任も負いません。

料金表

通 則

(料金の計算方法等)

1 当社は、3G契約者がその契約に基づき支払う料金については、料金月に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

2 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料、パケット通信料(超過課金単位パケット料金上限額に限り、)付加機能使用料及びユニバーサルサービス料をその利用日数に応じて日割りします。

(1) 料金月の起算日以外の日に契約者回線の提供の開始があったとき。

(2) 料金月の起算日以外の日に契約の解除があったとき。

(3) 料金月の起算日に契約者回線の提供を開始し、その日にその契約の解除があったとき。

(4) 第24条(料金)第3項第4号の表の規定に該当するとき。

(5) 5の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。

3 2の規定による月額料金の日割りは、当該料金月に含まれる日数により行います。この場合、第24条(料金)第3項第4号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

4 2の(5)の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月について行います。

5 当社は、当社の業務遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、3G約款において別段の規定がある場合を除き、その端数を切り捨てます。

(料金の支払い)

7 3G契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

8 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、3G契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

10 当社は、料金について、3G契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

11 規約の規定により、この料金表に係る料金について支払いを要する額は、この料金表に規定する額に消費税相当額を加算した額とします。

12 当社は前項に規定する、この料金表に規定する額に消費税相当額を加算した額を料金額に併記します。

(料金の減免)

13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、規約の規定にかかわらず、臨時にその料金を減免することがあります。

第1 基本使用料

1. 適用

3G契約者(第3条(3Gサービスの区別)第1項に規定する3G契約者の種類が標準型を選択したものに限り)は、2(料金額)に規定する基本使用料の支払いを要します。

2. 料金額

区 別	単 位	料 金 額
3Gデータ定額ビジネス(S)	1契約者回線ごとに月額	2,458円 (税込価格2,580.9円)
3Gデータ定額(S)		4,743円 (税込価格4,980.15円)
ウィルコムプランW		

(注)新ウィルコム定額プランGSについては、基本使用料の支払いを要しません。

第2 パケット通信料

1. 適用

ア 契約者回線(第3条第3項(2)(ウィルコムプランW)を選択しているものを除きます。)からのパケット通信については、2(料金額)の(1)(課金単位パケット料金)に規定する料金額にて算定した額の通信料の支払いを要します。

この場合、契約者回線(第3条第2項(1)(3Gデータ定額ビジネス(S))を選択しているものに限り)からのパケット通信については、その契約者回線に係る課金対象パケットの情報量の料金月累計量のうち、次表に規定する課金単位パケット(契約日数が当該料金月の日数に満たないときは、その契約日数に応じて、次表に規定するそれぞれの課金単位パケットを日割りした量)を超える量についてのみ、パケット通信料の支払いを要します。

標準型の区別	課金単位パケット
3Gデータ定額ビジネス(S)	2,000,000

イ 3G契約者が、第3条第2項(1)を選択する場合、同一の請求書により請求される複数の3G契約の契約者回線間において、申し出がない限り、契約者回線からのパケット通信に係る課金対象パケットの情報量の料金月累計量が前項の表に規定するそれぞれの課金単位パケットに満たない場合、そのそれぞれの課金単位パケットに満たない課金対象パケットの情報量について、2の(1)に規定する料金額にて算定した額を、アに規定する支払いを要する課金対象パケットに相互に充当するものとします。

ウ ア、イの場合、2の(2)(超過課金単位パケット料金上限額)に規定する料金額以上のパケット通信料については、支払いを要しません。

エ 3G契約者が、第3条第3項(1)(新ウィルコム定額プランGS)を選択する場合、2の(1)のイ(総合利用型の場合)の(1)(当社が指定する接続先へのパケット通信)に規定するパケット通信料に限り、2の(2)に規定する料金額以上のパケット通信料については、支払いを要しません。

オ 2の(3)(国際アウトローミング通信料)にかかるパケット通信料については、ア及びウの規定は適用しません。

2. 料金額

(1) 課金単位パケット料金

ア) 標準型の場合

区 別	接続先の区別	料 金 額
3Gデータ定額ビジネス(S)	(1)当社が指定する接続先へのパケット通信	0.01 円 (税込価格0.0105 円)
3Gデータ定額(S)	(2)(1)以外のパケット通信	0.04 円 (税込価格0.042 円)

イ) 総合利用型の場合

区 別	接続先の区別	料 金 額
新ウィルコム定額プランGS	(1)当社が指定する接続先へのパケット通信	0.1 円 (税込価格0.105 円)
	(2)(1)以外のパケット通信	0.2 円 (税込価格0.21 円)

(2) 超過課金単位パケット料金上限額

1 契約者回線ごとに

種 類	区 別	料 金 額
標準型	3Gデータ定額ビジネス(S)	2,857 円 (税込価格2,999.85 円)
総合利用型	新ウィルコム定額プランGS	5,000 円 (税込価格5,250 円)

(3) 国際アウトローミング通信料

1 契約者回線ごとに

単 位	料 金 額
1 Kbyte ごとに	2 円 (税込価格2.1 円)

第3 付加機能使用料

料金額

種 類		単 位		料 金 額	
文字メッセージ蓄積伝送機能【メールサービス】	パケット通信	海外事業者の契約者回線等への通話に係るもの	契約者回線からの1接続ごとにかかる情報量につき	1.5Kbyte 以下	103 円 (税込価格108.15 円)
				1.5Kbyte を超え 10Kbyte 以下のもの	108 円 (税込価格113.4 円)
				10Kbyte を超え 30Kbyte 以下のもの	135 円 (税込価格141.75 円)
				30Kbyte を超え 100Kbyte 以下のもの	300 円 (税込価格315 円)
				100Kbyte を超え 300Kbyte 以下のもの	400 円 (税込価格420 円)
	回線交換通信	他社契約者回線への通話に係るもの	契約者回線からの1接続ごとに	3 円 (税込価格3.15 円)	

		海外事業者の契約者回線等への通話に係るもの		100円 (税込価格105円)
接続制限機能			1契約者回線ごとに月額	200円 (税込価格210円)

第4 契約解除手数料

1. 適用

3G契約者(3Gサービスの種類が総合利用型(新ウィルコム定額プランGSを選択している者に限ります。))を選択しているものを除きます。)は、更新日の属する料金月以外の日に3G契約の解除があったときは、当社がやむを得ないと認める場合を除き、2(料金額)に規定する料金の支払いを要します。

2. 料金額

単 位	料 金 額
1契約者回線の3G契約ごとに	9,500円 (税込価格9,975円)

第5 ユニバーサルサービス料

1. 適用

ア 当社は、事業法第110条第2項の規定に基づき総務省の認可を受けた負担金の額に基づいてユニバーサルサービス料の料金額を定めるものとします。

イ 3G契約者(3Gサービスの種類が総合利用型を選択しているものに限ります。)は、約款の規定に関わらずユニバーサルサービス料の支払を要しません。

2. 料金額

単 位	料 金 額
1番号 ごとに月額	5円 (税込価格5.25円)

当社が付与した電話番号又は接続番号をいいます。

第6 手続きに関する料金

1. 適用

ア 当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、事務処理の態様等を勘案して、別に定めるところにより、手続きに関する料金の適用を除外し、又はその額を減額して適用することがあります。

イ 電話番号の登録等の完了前にその契約の解除又は当該請求等の取消しがあったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

2. 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
契約事務手数料	1の3G契約ごとに	3,000円 (税込価格3,150円)
端末データ入力手数料	1変更ごとに	2,000円 (税込価格2,100円)
システムデータ入力手数料	1請求ごとに	2,000円 (税込価格2,100円)
USIM変更手数料	1変更ごとに	2,000円 (税込価格2,100円)
接続機能設定手数料	1請求ごとに	15,000円 (税込価格15,750円)
延滞事務手数料	1催告ごとに	300円 (税込価格315円)

第7 付随サービスに関する料金

料金額

区 分	単 位	手 数 料 の 額
通話料明細書送付手数料	送付1回ごとに	100円 (税込価格105円)
支払証明書等発行手数料	発行1回ごとに	500円 (税込価格525円)
料金等請求書送付手数料	1請求ごとに	100円 (税込価格105円)

別表

種 類	区 分	提 供 条 件				
(1) 文字メッセージ蓄積伝送機能 【メールサービス】	契約者回線（インターネットを含みます。）から、当社の文字情報蓄積伝送装置に着信した通信の文字メッセージを同装置に蓄積し、その通信において指定された宛先の契約者回線から読み出すことができるようにし、又はその通信において指定されたインターネット等の宛先に伝送する機能をいいます。	<p>ア 文字メッセージ蓄積伝送機能（以下この欄において「本機能」といいます。）の利用については、端末機器からの操作により、3 G契約者（総合利用型を選択しているものに限ります。）から利用の請求があり、その操作手順の完了をもって、当社がその請求を承諾したものと取り扱います。</p> <p>イ 文字メッセージは、当社が別に定める期間蓄積するものとし、その期間内に読み出されないときは、その文字メッセージを消去します。</p> <p>ウ イの場合又は文字情報蓄積伝送装置の故障等により文字メッセージを伝達できない場合において、当社は、発信者への文字メッセージの不達の通知は行いません。</p> <p>エ 蓄積できる文字メッセージの通信手段、文字メッセージの数、1のメッセージの長さその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>オ 当社は、本機能利用時に生じた文字メッセージの消失又は破損に起因する損害については、責任を負いません</p> <p>カ 同一発信者がインターネットから同時に多量の文字メッセージを発信する場合その他本機能の利用に係る通信が著しく輻輳する場合については、当社は、本機能の利用を規制する措置を執ることがあります。</p> <p>キ 1の契約者回線から1日あたり500件を超える文字メッセージの送信が行われたときは、第37条（利用に係る3 G契約者の義務）第1項第5号に違反したものとみなして取り扱う場合があります。 ただし、その契約者回線の契約者からその送信行為が当該条項に該当しない旨の申告があり、当社が当該条項には該当しないと認められた場合は、この限りではありません。</p>				
(2) 総合情報提供装置接続機能 【CLUBAIR-EDGE/W-ZERO3 向けサイト】	<table border="1"> <tr> <td>基本機能</td> <td>3 G契約者の総合情報提供装置を、当社の総合情報提供装置接続装置に当社以外の電気通信事業者の電気通信設備を介して接続し、その総合情報提供装置に登録されている総合情報を契約者回線から読み出すことができるようにする機能をいいます。</td> </tr> <tr> <td>追加機能</td> <td>電話番号、送出機能 契約者回線から総合情報を読み出す際、端末機器のボタン操作による送出請求に基づいて、その契約者回線に係る電話番号を、その接続先の総合情報提供装置に送出する機能をいいます。</td> </tr> </table>	基本機能	3 G契約者の総合情報提供装置を、当社の総合情報提供装置接続装置に当社以外の電気通信事業者の電気通信設備を介して接続し、その総合情報提供装置に登録されている総合情報を契約者回線から読み出すことができるようにする機能をいいます。	追加機能	電話番号、送出機能 契約者回線から総合情報を読み出す際、端末機器のボタン操作による送出請求に基づいて、その契約者回線に係る電話番号を、その接続先の総合情報提供装置に送出する機能をいいます。	<p>ア 総合情報提供装置接続機能（以下この欄において「本機能」といいます。）の利用については、3 G契約者（標準型（3 Gデータ定額ビジネス（S））を選択しているものを除きます。）からあらかじめ利用の請求があり、当社がその請求を承諾したものと取り扱います。</p> <p>イ 総合情報提供者は、総合情報提供装置を総合情報提供装置接続装置に接続する申込みをするとき（インターネットを介して接続するときを除きます。）は、総合情報提供装置と総合情報提供装置接続装置との接続形態、情報料回収代行の有無その他当社が別に定める事項について記載した書面によりその接続の申込みをしていただきます。</p> <p>ウ 総合情報提供装置と総合情報提供装置接続</p>
基本機能	3 G契約者の総合情報提供装置を、当社の総合情報提供装置接続装置に当社以外の電気通信事業者の電気通信設備を介して接続し、その総合情報提供装置に登録されている総合情報を契約者回線から読み出すことができるようにする機能をいいます。					
追加機能	電話番号、送出機能 契約者回線から総合情報を読み出す際、端末機器のボタン操作による送出請求に基づいて、その契約者回線に係る電話番号を、その接続先の総合情報提供装置に送出する機能をいいます。					

	<p>メールアドレス送出機能</p> <p>契約者回線から総合情報を読み出す際、端末機器のボタン操作による送出請求に基づいて、その契約者回線に係るメールアドレス(文字メッセージ蓄積転送機能を利用して文字メッセージを受信する際の宛先として文字情報蓄積転送装置に登録している符号をいいます。)を、その接続先の総合情報提供装置に送出する機能をいいます。</p>	
	<p>所在位置送出機能</p> <p>契約者回線から総合情報を読み出す際、端末機器のボタン操作による送出請求に基づいて、その契約者回線又は位置測量基礎データをその契約者回線へ通知した他の契約者回線に係る移動無線装置の所在位置(送出請求時にその契約者から文字情報提供装置接続装置に通知される位置測量基礎データを用いて多点測量の方法により測量します。)を、その接続先の総合情報提供装置に送出する機能をいいます。</p>	
<p>(3) インターネット接続制限機能 【有害サイトアクセス制限サービス】</p>	<p>契約者回線から総合情報提供装置接続装置を介して接続される、当社が別に定めるインターネットの宛先及び当社が指定する電話番号への接続を制限する機能をいいます。</p>	<p>インターネット接続制限機能の利用については、3G契約者(総合利用型を選択しているものに限ります。)からあらかじめ利用の請求があり、当社からの指示により端末機器からの操作を行うことによって、その操作手順の完了をもって、その請求を承諾したものととして取り扱います。</p>
<p>(4) 接続制限機能 【接続制限サービス】</p>	<p>3G契約者が指定する電話番号からの通信について、当社が指定するインターネットの宛先及び電話番号のみへの接続を可能とする機能をいいます。</p>	<p>3G契約者(法人であって、3Gサービスの種類が標準型を選択しているものに限ります。以下、この欄において同様とします。)は、本機能の利用について、3G契約の申込時に当社所定の書面により請求していただきます。</p>

附 則（平成 21 年 6 月 26 日）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 21 年 6 月 26 日から実施します。

（経過措置）

2 以下に規定する料金額については、平成 21 年 9 月 1 日より課金するものとします。

（1）第 1（パケット通信料）の 2（料金額）の（2）（接続通信料）

（2）第 1 の 2 の（3）（超過課金単位パケット料金上限額）

（3）第 5（手続きに関する料金）の 2（料金額）の表に規定する契約事務手数料及び端末データ入力手数料

3 平成 21 年 6 月 26 日から平成 21 年 9 月 30 日までの間に 3 G 約款第 17 条（付加機能の提供）第 2 項の申出を行う場合、料金表の規定にかかわらず以下のとおり適用するものとします。

（1）第 1（パケット通信料）の規定は、適用しません。この場合、契約者回線からのパケット通信については、1 契約者回線ごとに月額 2,980 円（税込価格 3,129 円）を平成 21 年 9 月 1 日より支払うものとします。

（2）第 2（付加機能使用料）の料金額については、支払いを要しません。